

四條畷南中学校跡地運動場の一時使用に係る要綱

令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 四條畷南中学校跡地については、今後のあり方を多角的に議論し、その結果を踏まえ、再編整備を進めていくこととしている。

本要綱は、再編整備を開始するまでの間、暫定的に四條畷南中学校跡地の活用を図るべく、市民のスポーツ振興及び生涯学習の実践を趣旨に、四條畷南中学校跡地運動場（以下「運動場」という。）の一時使用に必要な事項を定める。

(使用期限)

第 2 条 運動場の使用は、令和 2 年 7 月 23 日から四條畷南中学校跡地の再編整備が開始されるまでの間に限る。

(使用範囲)

第 3 条 使用できる範囲は、運動場のほか校舎 1 階トイレ(別紙 校内配置図の着色した範囲)とする。

(使用承認の申請)

第 4 条 運動場を使用しようとする者は、市長に四條畷南中学校跡地運動場使用承認申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の属する月の前月の初日（その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日）から使用しようとする日の前 2 日までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第 5 条 市長は、運動場の使用を承認するときは、四條畷南中学校跡地運動場使用承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(使用の不承認)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動場の使用を承認

しない。

- (1) 公益公安を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又はその附属物を損するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があると認めたとき
- (4) 営利を目的として使用するおそれがあるとき
- (5) その他市長が適当でないとしたとき

(使用承認の条件)

第7条 市長は、運動場の使用を承認するにあたり必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第8条 運動場を使用する者(以下「使用者という」。)は、1回の使用にあたり、1日を超えることはできない。

2 使用者は、区画形質の変更をしてはならない。

(使用の停止及び承認取消し)

第9条 使用者がこの要綱に違反したとき、災害対策本部が設置されたとき、又は市長が必要と認めたときは、運動場の使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、市長はその責を負わない。

(賠償)

第10条 運動場の使用により建物又はその附属物を破損し、又は滅失した場合、不可抗力によるもののほか、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用者の義務)

第11条 使用者がその使用を終わったとき又は前条に規定する場合に該当するときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(委任)

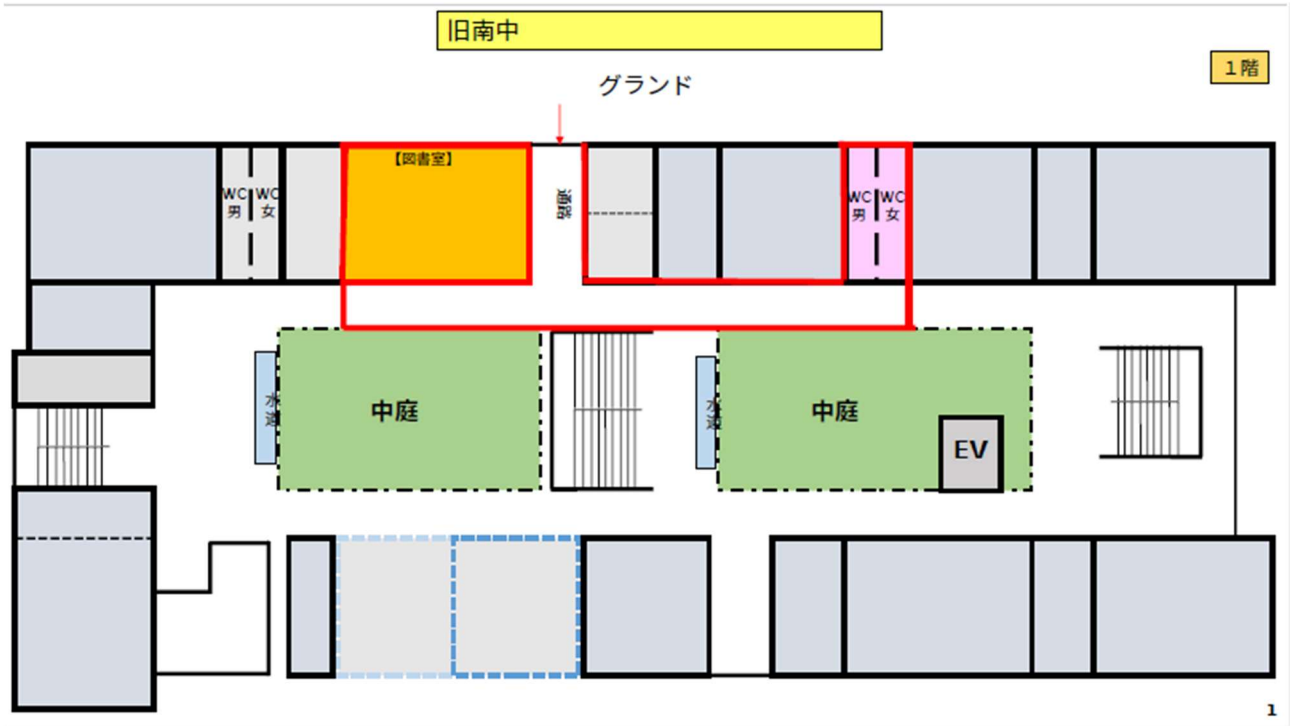
第12条 この要綱に定めるもののほか、運動場の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙：第3条関係

(校内配置図)



四 條 畷 市 長 様

申請者住所： _____

申請者氏名： _____

（団体名） _____

申請者連絡先： _____

四 條 畷 南 中 学 校 跡 地 運 動 場 使 用 承 認 申 請 書

次のとおり、四條畷南中学校跡地運動場を使用したく申請します。承認後の使用に際しては、使用条件を厳守します。

1. 使用日時	<p>令和 年 月 日 () 曜日</p> <p><input type="checkbox"/> 8時 ~ 10時</p> <p><input type="checkbox"/> 10時 ~ 12時</p> <p><input type="checkbox"/> 12時 ~ 14時</p> <p><input type="checkbox"/> 14時 ~ 16時</p> <p><input type="checkbox"/> 16時 ~ 18時</p> <p>※12月28日～1月4日は使用できません。</p>
2. 使用目的	
3. 使用予定人数人
4. 備 考	

様

四 條 畷 市 長

四 條 畷 南 中 学 校 跡 地 運 動 場 使 用 承 認 書

四 條 畷 南 中 学 校 跡 地 運 動 場 の 使 用 に つ い て 、 申 請 の と お り 承 認 し ま す 。 使 用 に 際 し て は 、 下 記 利 用 条 件 を 厳 守 し て 下 さ い 。

記

1 使 用 日 時

令和 年 月 日 () 曜日

8 時 ~ 10 時 10 時 ~ 12 時

12 時 ~ 14 時 14 時 ~ 16 時

16 時 ~ 18 時

2 使 用 条 件

- ・ 使用時間は厳守してください。使用時間内に清掃等を終えて退出してください。
- ・ 運動場内の水道は水道管の漏水が発生しているため、使用できません。
- ・ 不適切な使用があった場合は、以後の使用承認を取り消します。
- ・ 照明機材はありませんので、日没後の施設使用にはご注意ください。
- ・ 私物は運動場内に留め置かず、使用の都度持ち帰ってください。
- ・ ボール等が隣接する民家にまで及んだ場合など、近隣住民への対応は必ず使用者の責任のもと行ってください。
- ・ その他、四條畷市南中学校跡地運動場の一時使用に係る要綱の内容を遵守し、適切に施設を使用してください。